

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

エ経料発 8 第 1 号

令和 8 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 山岸 桃子

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和8年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和7年9月30日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けられるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和8年8月分の計量期間等の始期から令和8年10月分の計量期間等の終期までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう計量期間等は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）（1）ニ，供給約款17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ニ，供給約款16（従量電灯）（3）ホ，供給約款17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款19（低圧電力）（5），供給約款20（臨時電力）（3）ロもしくは供給約款21（農事用電力）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

# 別 表

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り,かつ,129,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合  
平均燃料価格は,129,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は,その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は,bの場合を除き,次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和8年3月1日から令和8年5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
令和8年5月1日から令和8年7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等

b 定額制供給の場合は,各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は,aに準ずるものといたします。この場合,aにいう計量期間等は,前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

ロ 本則 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる  
燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回  
る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上と  
なる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につ  
き次のとおりといたします。

		令和8年8月分 および令和8年10 月分の計量期間等	令和8年9月分 の計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）  
によって、1日につき次のとおりといたします。

		令和8年8月分 および令和8年10 月分の計量期間等	令和8年9月分 の計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合		1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの場合		2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアン ペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに		2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトア ンペアまでの場合		21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボル トアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまで ごとに		21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月分 および令和8年10 月分の計量期間等	令和8年9月分 の計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	14円81銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月分 および令和8年10 月分の計量期間等	令和8年9月分 の計量期間等
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	7円40銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	14円80銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭	29円61銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭	44円41銭
契約電力が3キロワットをこえる場合1キロワッ トを増すごとに1日につき	11円51銭	14円80銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年8月分 および令和8年10 月分の計量期間等	令和8年9月分 の計量期間等
1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A または供給約款附則 4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71 銭 0 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 41 銭 8 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 83 銭 7 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 25 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 9 銭 2 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 9 銭 2 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 11 銭 9 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 23 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 23 銭 7 厘

#### ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 7 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	11 銭 4 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	11 銭 4 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 14 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 14 銭 3 厘

#### ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 20 銭 1 厘
---------------------	--------------

## ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	30銭0厘	60銭1厘	1円20銭1厘	1円80銭2厘	60銭1厘

### (2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

## 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

## 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和8年8月分 および 令和8年10月分	令和8年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	4円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	みなし kWh (※1)	令和8年8月分 および 令和8年10月分 (※2)	令和8年9月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10ワットまでの1灯につき	3.884	13円59銭	17円48銭
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	7.768	27円19銭	34円96銭
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	15.536	54円38銭	69円91銭
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	23.304	81円56銭	104円87銭
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	38.840	135円94銭	174円78銭
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	38.840	135円94銭	174円78銭
	小型 機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	11.601	40円60銭	52円20銭
		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	23.202	81円21銭	104円41銭
		100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	23.202	81円21銭	104円41銭

契約種別	範囲	みなし kWh (※1)	令和8年8月分 および 令和8年10月分 (※2)	令和8年9月分 (※2)
		(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.313	1 円 10 銭	1 円 41 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合	0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	100 ボルトアンペアまでごとに			
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
臨時電力	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
	1 キロボルトアンペアまでごとに			
臨時電力	契約電力 1 キロワット 1 日につき	6.579	23 円 03 銭	29 円 61 銭
	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	—	(※3) 11 円 52 銭	(※3) 14 円 81 銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	1.645	5 円 76 銭	7 円 40 銭
	契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	3.289	11 円 51 銭	14 円 80 銭
	契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	6.579	23 円 03 銭	29 円 61 銭
	契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	9.868	34 円 54 銭	44 円 41 銭
	契約電力が 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	3.289	11 円 51 銭	14 円 80 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。